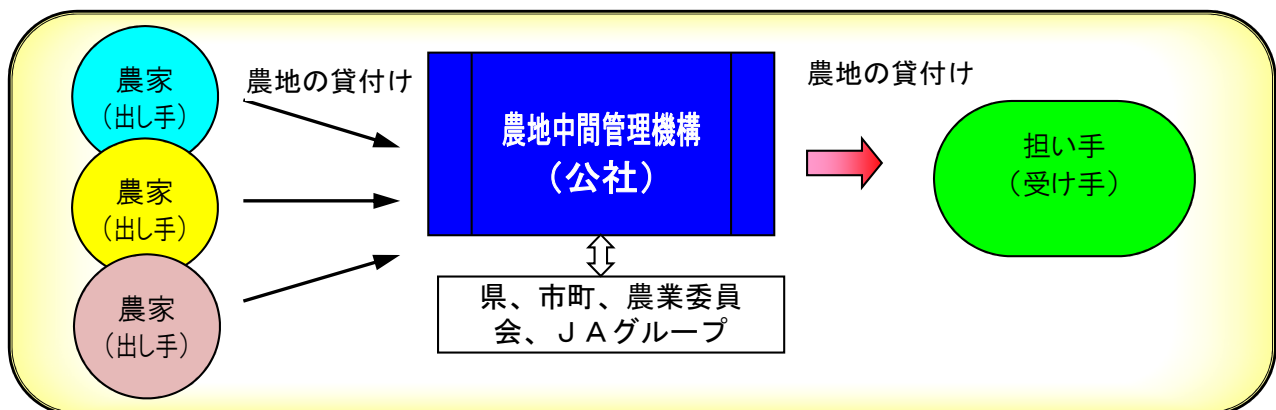


農地を貸付けたい方々へ

農地中間管理事業は、農地を貸付けたい方々から「公社」（機構）が農地をお借りし、農業経営の規模拡大や効率化などを進める担い手に集約的に貸付ける制度です。

農地中間管理事業を利用しましょう

- 「人・農地プラン」に位置付けられた担い手等に農地が集積・集約されますので、地域の農業をより強化することに役立ちます
- 公的機関である静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）が、農地を預かりますので、安心です
- 複数の方に貸付ける場合も、賃料は公社（機構）から一括で確実に受け取ることができます



協力が用意されています。

- 農業をやめたり経営転換したするために、農地を貸付ける場合は「経営転換協力金」が交付されます
- 公社（機構）が借りている農地に隣接している農地を貸付ける場合は、または隣接する農地を２筆以上まとめて貸付ける場合は、「耕作者集積協力金」が交付されます
- 一定の地域で貸付けが進み、公社（機構）への集積率が２０％以上になると「地域集積協力金」が地域に交付されます

貸付けの手続き

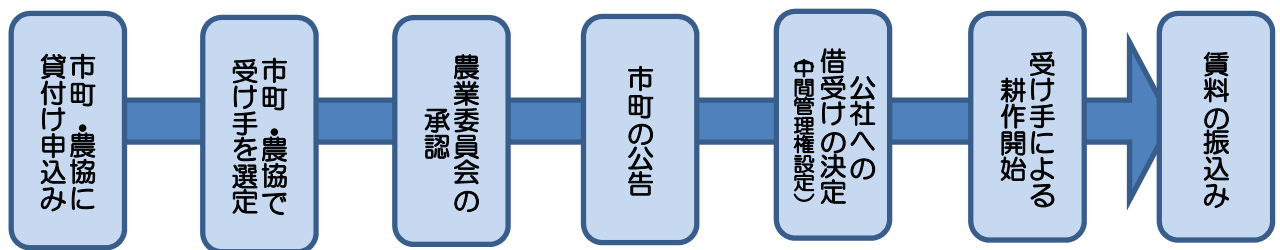
○今、耕作していたり所有したりしている農地を貸付けたい場合は、その農地のある市や町の農政担当課、または農協（JA）の営農担当課などに、相談や申込みをして頂きます

○貸付け申込みがあった農地について、申込みを受付けた市町や農協（JA）が、制度の主旨に沿って借受けたい担い手（受け手）を選定します。

＊担い手は、公社（機構）が行う公募に応募された方々から選ばれます

○貸付け申込みのあった農地を利用する担い手（受け手）が内定すると、その農地のある市町の農業委員会の承認を受けて市町長が農用地利用集積計画を公告し、公社（機構）の「中間管理権」が設定されて公社（機構）への貸付けが確定します

＊担い手（受け手）への貸付が確実と見込まれる農用地は、担い手が内定していない場合でも借受けすることがあります。（詳しくは、下記にお問合せ下さい）



貸付けの期間や地代など

○公社（機構）に貸付けて頂く期間は、原則 10 年以上となります

○どうしても、「受け手」が見つからない場合や、期間の途中で「受け手」から返還されて、新たな「受け手」が見つからない場合は、解約となります

○農地をお借りする地代は、農業委員会が示す賃料などを基に算出した地域の平均的な地代となりますが、基盤整備の状況や果樹などの耕作状況を勘案して算出されます

○地代は、毎年 12 月に 1 年分を、公社（機構）から指定の口座に振込みます

○再生が著しく困難な耕作放棄地や、借り手がなかなか見つからない農地はお借りできないこともあります

ご相談やお申し込みはこちら

（公社のホームページをご覧ください）

<http://www.shizuoka-nk.or.jp/tyuukannkannri.htm>

お住まいの市町の農政担当課、お近くの農協（JA）営農担当課及び農地利用調整推進員

（その他）静岡県経済産業部農業ビジネス課 各農林事務所企画経営課 静岡県農業会議 各市町農業委員会 JA 静岡中央会農政営農部

農地中間管理機構

公益社団法人 静岡県農業振興公社

〒420-0853 静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 7 階 054-250-8988